平成２２年（フ）第３５２号
三重県いなべ市北勢町麻生田3624番地１
債務者　ブゾン　ネウシレネヘレ　ナシメント　こと　ブゾン　ネウシレネ　クレスポ　ナシメント
１　決定年月日時　平成22年12月７日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年２月７日まで　津地方裁判所四日市支部破産係

平成２２年（フ）第５３７号
滋賀県甲賀市水口町北泉１丁目74番地　103号、前住所滋賀県甲賀市甲南町池田1504番地31
債務者　川嶋　裕太
１　決定年月日時　平成22年12月６日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年２月７日まで　大津地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第５５３号
滋賀県高島市今津町角川1161　角川ヴィラ、住民票上の住所大阪市西成区天下茶屋１丁目３番17号　大阪自彊館
債務者　小林　　功
１　決定年月日時　平成22年12月６日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年２月７日まで　大津地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１７８号
兵庫県川西市南花屋敷４丁目11番４号103
債務者　逸見　俊二
１　決定年月日時　平成22年12月６日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年２月７日まで　神戸地方裁判所伊丹支部

平成２２年（フ）第４８４号
兵庫県伊丹市西台３丁目５番20―202号、前住所兵庫県明石市小久保７番地３　パーク・フィールド西明石501号
債務者　横山　真昭
１　決定年月日時　平成22年12月６日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年２月７日まで　神戸地方裁判所伊丹支部

平成２２年（フ）第５０１号
兵庫県伊丹市千僧２丁目144番地の９
債務者　山本　将晃
１　決定年月日時　平成22年12月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年２月７日まで　神戸地方裁判所伊丹支部

平成２２年（フ）第５０２号
兵庫県宝塚市泉町７番13―306号
債務者　前山　まり
１　決定年月日時　平成22年12月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年２月７日まで　神戸地方裁判所伊丹支部

平成２２年（フ）第１２０号
兵庫県豊岡市大篠岡92番地の１　マンションＢＯＷ　ＰＡＲＴ１　205号室
債務者　川見　四郎
１　決定年月日時　平成22年12月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年２月７日まで　神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２２年（フ）第１２１号
兵庫県美方郡新温泉町辺地325番地
債務者　遠山　　優
１　決定年月日時　平成22年12月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年２月７日まで　神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２２年（フ）第１３６号
鳥取県米子市古豊千910番地２
債務者　大橋　佐造
１　決定年月日時　平成22年12月７日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年２月７日まで　鳥取地方裁判所米子支部

平成２２年（フ）第１８７号
鳥取県米子市両三柳358番地　Ａ棟101号
債務者　澤　　康幸
１　決定年月日時　平成22年12月７日午後１時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年２月７日まで　鳥取地方裁判所米子支部

平成２２年（フ）第２７５号
山口県下関市彦島福浦町２丁目26番７号　レピュート登根101号
債務者　永岡　憲二
１　決定年月日時　平成22年12月７日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年２月７日まで　山口地方裁判所下関支部破産係

平成２２年（フ）第２７６号
山口県下関市彦島福浦町２丁目26番７号　レピュート登根101号
債務者　永岡　由香
１　決定年月日時　平成22年12月７日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年２月７日まで　山口地方裁判所下関支部破産係

平成２２年（フ）第３６１号
山口県下関市長府松小田中町８番12号　難波方
債務者　山口良子こと　尹　　芳子
１　決定年月日時　平成22年12月７日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年２月７日まで　山口地方裁判所下関支部破産係

平成２２年（フ）第３６３号
山口県下関市勝谷新町２丁目３番10号
債務者　境　　敏明
１　決定年月日時　平成22年12月７日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年２月７日まで　山口地方裁判所下関支部破産係

平成２２年（フ）第３３２号
徳島県板野郡藍住町徳命字名田14番地５　第27愛日ハイツＢ棟201号
債務者　坂井　拓也
１　決定年月日時　平成22年12月７日午後０時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年２月７日まで　徳島地方裁判所民事部